児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十四号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第四項第二号及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五の次に次の一条を加える。

第三十五条の六　法第三十四条の二十二第四項第二号の政令で定める法律は、第二十二条の六第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十五号から第十九号まで及び第二十二号に掲げる法律とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十四号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号」に、「第二十四号」を「第二十五号」に、「第二十六号」を「第二十七号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第三十八号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第三十九号」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項第十七号中「第三十一条まで、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項、第三十三条第二項、第十八項及び第二十項並びに」を「第三十一条の二まで、第三十三条（第一項第一号を除く。）、第三十三条の三の二、第三十三条の三及び」に改め、同項中第四十一号を第四十二号とし、第十八号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　児童福祉法第三十三条第一項第一号、第三十四条の二十二、第三十四条の二十三及び第三十四条の二十五の規定による同号に規定する登録一時保護委託者の登録等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第三項中「第百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十九号」に改める。

附　則

この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第七十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第三十六条の二第三項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「七十四万四千円」を「七十五万八千円」に改める。

第十条第一項ただし書中「令和五年三月」を「令和六年三月」に、「令和七年四月」を「令和八年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十八年度	○・○三六
平成二十九年度	○・○三五
平成三十年度	○・○三四
令和元年度	○・○三三
令和二年度	○・○三二
令和三年度	○・○三〇
令和四年度	○・○二四
令和五年度	○・○一五

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・四一一」を「四・四九九」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第五条の二の項中「七十四万四千円」を「七十五万八千円」に改め、同表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「十万三千百円」を「十万八千四百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万八千七百円」を「十二万千二百円」に改める。

第百三十六条第一項の表中「三〇、八〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「六二、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に、「九二、八〇〇円」を「九五、八〇〇円」に、「一二四、一〇〇円」を「一二八、一〇〇円」に、「一五五、一〇〇円」を「一六〇、一〇〇円」に、「一八六、一〇〇円」を「一九二、一〇〇円」に、「二一七、三〇〇円」を「二二四、三〇〇円」に、「二四八、二〇〇円」を「二五六、